

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 松戸市 (都道府県: 千葉県)
 本事業の担当部局名 街づくり部 住宅政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	松戸市結婚新生活住宅支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	61,500,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 松戸市は、平成22年から令和2年までの10年の間に、出生数4,121人⇒3,272人、出生率8.5⇒6.8、婚姻数2,908件⇒2,082件、婚姻率6.0⇒4.3と全てにおいて減少傾向にある。背景として、未婚化の進展が大きな要因であり、若年層が「出生・子育てがしにくい社会」と認識されていることが課題であると考えられる。そこで、松戸市の強みである「都心に近く、結婚して子どもを産み・育てながら就業しやすいまち」といった高いポテンシャルを生かし、各種施策を講じることで、出生率の増加につなげる必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、子育て世帯をメインとした市民に育児や子育てに必要な情報をわかりやすく提供するため、LINEを利用して情報を一元的に配信する。また、思春期の中高生を対象として、乳幼児とその保護者と直接ふれあう体験を行うことにより、命の大切さや、子育ての楽しさ・大変さを知ったうえで、子どもや家庭を持つことについて考えるきっかけづくりと、将来的な虐待予防を狙う。あわせて、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。</p> <p><本個別事業の位置付け> 松戸市総合計画において、「多世代がともにいきいきと思ひ思いに暮らすことができるまち やさシティ、まつど。~つよくなやかに みんなで松戸の新たな時代を創ろう~」を松戸市の将来都市像として描き、6つの基本目標のうちの一つである「子育て・教育・文化を軸としたブランドづくり」のため、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとともに、子育て世代にも魅力的な「子育てしやすいまち」として選ばれるまちづくりを進めるため、以下のように本事業を位置づけている。 基本目標1 子育て・教育・文化~子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドづくり~ 1-1 安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくり (4)結婚・出産・子育てに希望が持てる</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦の合計所得が400万円未満
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦ともに婚姻日における年齢が42歳以下の世帯 ※要件緩和分(本交付金対象外)は一般財源対応
	【補助上限額】			
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が60万円 ※要件緩和分(本交付金対象外)は一般財源対応	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無				
※(注)3 【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び共益費は2カ月を上限とすること。 ・補助金の交付を受けた日から2年以上、本市に定住する意思があること。 ・松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。 				

2. 申請見込

①新規世帯見込	205	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	165	世帯		
	その他	40	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和4年度の支給実績は112件（一般財源対応含む）であり、申請開始後、約5.5カ月で予算上限に達したことから、令和6年度は年間210件（一般財源対応含む）の支給を見込む。21件（月平均申請件数）×10ヵ月（申請期間）=210件

事業開始後、より多くの方に申請いただけるよう毎年度予算を増額して対応しているが、2年連続で予算上限に達していることから、令和5年度より家賃及び共益費は2ヵ月を上限とすることで1世帯あたりの交付平均額を見直し、予算の範囲内で申請を希望する全ての世帯に支給できるような事業設計とした。

（参考）

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	205 世帯
～12月(実績)	89 世帯
1月～3月(見込)	116 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	165	世帯	×	600,000	円	=	99,000,000	円
(その他)	40	世帯	×	300,000	円	=	12,000,000	円
				(継続補助)				円

<積算>

下記のとおりに積算
 21件（月平均申請件数）×10ヵ月（申請期間）=210件
 29歳以下：165世帯（申請見込）×30万円（交付平均額）=4,950千円
 39歳以下（上記以外）：40世帯（申請見込）×30万円（交付平均額）=1,200千円
 要件緩和分（一般財源対応）：5世帯（申請見込）×30万円（交付平均額）=150千円
 申請見込については、令和4年度の当事業による支給実績を引用。

3. 広報の実施予定

市広報紙や市公式SNS等、紙媒体及び電子媒体を活用した周知。
 婚姻届出時のチラシ配布や市施設及び不動産業者へのチラシ配架による周知。
 （各施設50枚、随時追加で補充）

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	婚姻率	%	5.5% (令和11年)	4.2% (令和4年)
	出生数	人	5,000人 (令和11年)	2,905人 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.10 (令和4年)	
	婚姻件数	件	2,031 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	項目	目標値	現状値
		(アウトプット)		
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	100	100
		(アウトカム)		
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	70	62.4
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	90	86.2	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県との連携として「千葉県ホームページでの掲載」及び、千葉県で運用している「チーパス・スマイル(スマートフォンアプリ及びウェブサイト)」を活用し、事業の周知を図る。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者に対しチラシ配架等について協力を促すことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。結婚相談書運営事業者と連携し、実店舗での周知、事業者が運営する各種SNS(Twitter、Facebook、Instagram)等により、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直前年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的な方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的な方法を記入すること。